

グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生 事業補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出 (補助事業実施の20日前までに)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○「交付決定」通知により正式に事業着手することができます。
* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 県へ実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

6. 県から額の確定通知到着

◎補助金の支払い

※額の確定通知書を発出してから、概ね1カ月以内に補助金の支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部スポーツ振興局スポーツ課 スポーツ振興担当
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電 話:0857-26-7919
ファクシミリ:0857-26-8129
電子メール:sports@pref.tottori.lg.jp